

令和7年度京都若者ライフデザイン推進事業(仕事と育児の両立体験プログラム)業務に係る質疑回答

No.	質 問	回 答
1	仕様書の(2)-②-イに「ライフデザインを考える取組を学生自身が企画するような内容を含むこととし、それをSNS等で発信・広報すること」とあるが、SNS等で発信・広報するのは受託者側か、または参加学生を想定しているか。	受託者側を想定しています。
2	仕様書の(2)-④-イに「次年度以降の参加学生等や受入先の掘り起こしを進めるための啓発資料として、実施結果を取りまとめた報告書を作成し、広く周知を図るとともに、新たに実施を計画する企業や学校等へ情報提供を行うこと」とあるが、企業や学校等への周知方法や具体的な情報提供数(企業数、学校数)に指定はあるか。	指定はございません。
3	「令和7年度京都若者ライフデザイン推進事業(仕事と育児の両立体験プログラム)業務委託仕様書」とは、企画提案仕様書・業務仕様書とは異なる何か別の仕様書があるか。業務仕様書と同義と理解して差し支えないか。	業務仕様書と同義として差し支えございません。
4	「提出書類一覧」のウ企画提案書の記載項目に記載されている「(5)作成した教材等が普及・活用される具体的な提案」の作成した教材等は、事業内のどの段階で作成を想定されているか。また利用シーン(本事業内、後)はどちらを想定されているか。	提出書類一覧には、左記下線部のような記載はしておらず、(5)については、「年間スケジュール」と記載させていただいております。
5	「提出書類一覧」の「サ府内在住者申告書」について、「府内に支店、営業所等がある」場合は、提出不要でよろしいか。同申告書の提出が必要な場合、どのように申告すればよろしいか(マイナンバーなど住所を証明する書類が必要になるか)。	お見込みのとおりです。府内在住者申告書の様式については任意となっております。会社名、連絡先、府内在住者の人数等を記載したものを想定しています。
6	「提出書類一覧」の「カ消費税及び地方消費税納税証明書」について、種類は「3の3」でよろしいか。	納税証明書「その3」又は「その3の3」にて証明されたものを提出してください。